

## 社会保障改革推進懇談会運営要領

1. 事務局は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。
2. 事務局が、審議の内容等を公表する際は、会議において配布された資料も原則として併せて公表する。
3. 会議の議事要旨については、これを速やかに作成し、公表する。